

日高村介護保険料一覧

65歳以上の人の介護保険料（第9期 令和6～8年度）

第9期の基準額：69,600円

課税状況		区 分	対 象 者	保険料率 【公費軽減後】	介護保険料(年額) 【軽減後年額】
本人非課税	非課税世帯	第1段階	●生活保護の受給者 ●村民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 ●世帯全員村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82.65 万円以下の人	基準額 ×0.455 【0.285】	31,668円 【19,836円】
		第2段階	●世帯全員村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82.65 万円超え120万円以下の人	基準額 ×0.685 【0.485】	47,676円 【33,756円】
		第3段階	●世帯全員村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	基準額 ×0.69 【0.685】	48,024円 【47,676円】
	課税世帯	第4段階	●村民税課税世帯に属する本人村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82.65万円以下の人	基準額 ×0.9	62,640円
		第5段階	●村民税課税世帯に属する本人村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82.65万円を超える人	基準額	69,600円
本人課税		第6段階	●本人が村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	83,520円
		第7段階	●本人が村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	90,480円
		第8段階	●本人が村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	104,400円
		第9段階	●本人が村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	118,320円
		第10段階	●本人が村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.9	132,240円
		第11段階	●本人が村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.1	146,160円
		第12段階	●本人が村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.3	160,080円
			第13段階	●本人が村民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.4

※第1段階から第3段階の【 】内の乗率、保険料は、国・県・村の公費による低所得者の負担軽減後の率・金額となります。